

独立行政法人大学入試センター全国大学入学者選抜研究連絡協議会の実施に関する規則

〔平成18年4月1日〕
規則第35号

改正 平成18年8月1日規則第38号
改正 平成19年3月30日規則第18号
改正 平成21年3月30日規則第11号
改正 平成23年3月24日規則第31号
改正 平成26年3月31日規則第6号
改正 平成29年3月31日規則第4号
改正 平成30年9月30日規則第34号
改正 令和元年5月31日規則第26号
改正 令和2年3月31日規則第122号
改正 令和6年3月31日規則第11号

独立行政法人大学入試センター全国大学入学者選抜研究連絡協議会の実施に関する規則
(趣旨)

第1条 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）は、大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究に関し、研究交流の一層の推進に資するため、全国大学入学者選抜研究連絡協議会（以下「協議会」という。）を実施する。

2 協議会の実施に関しては、この規則の定めるところによる。

(活動)

第2条 協議会で実施する活動は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 大学間における研究協議のための協議会大会（以下「大会」という。）の開催
- 二 大会を通じた入学者選抜に係る共同研究
- 三 前各号の活動に係る報告書等の編集

2 大会は、大学と共催する（以下、当該大学を「共催大学」という。）。

(委員会)

第3条 センターに、協議会の企画実施に係る具体的事項を検討するため、協議会企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員)

第4条 委員会は、20人（次項第5号に該当する委員として委嘱された者を含まない。）以内の委員で組織する。

2 委員は、試験・研究統括官、試験・研究副統括官及び研究開発部長のほか次の各号の一に該当する者のうちから、理事長が委嘱する。

- 一 大学の学長又は副学長
- 二 大学の教授又は准教授
- 三 高大接続について学識経験のある者
- 四 センターの教員
- 五 共催大学の学長若しくは副学長又は教授若しくは准教授

六 その他理事長が必要と認める者

3 前項第1号及び第2号の委員の選考に関する事項は、別に定める。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期を満了する日が年度の途中となる場合は、在任期間が1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項第5号の委員の任期については、共催した大会が終了した後に開催する初回の委員会終了までとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから理事長が指名する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、前項の職務を代行する。

(委員会の招集)

第7条 委員会は、理事長の求めに応じ、委員長が招集する。

(定足数及び議決)

第8条 委員会の定足数は、委員の過半数とする。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門委員会)

第9条 理事長が必要と認めるときは、委員会に、特別な事項を検討するため専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(検討結果の報告)

第10条 委員長は、検討結果又は検討経過を理事長に報告しなければならない。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、試験企画課において処理する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 本協議会の実施に関しては、この規則の施行後、国立大学入学者選抜研究連絡協議会会則（昭和55年6月27日制定）に定める「国立大学入学者選抜研究連絡協議会」が廃止された場合、当該協議会の活動内容、成果を尊重するものとする。

附 則

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年 3月24日）

この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則（平成26年 3月31日）

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則（平成29年 3月31日）

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則（平成30年 9月30日）

この規則は、平成30年10月 1日から施行する。

附 則（令和元年 5月31日）

この規則は、令和元年 6月 1日から施行する。

附 則（令和 2年 3月31日）

この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 6年 3月31日）

この規則は、令和 6年 4月 1日から施行する。